

軽二輪届出手続きの変更について

～窓口の変更及び届出用紙の無償化～

令和元年7月1日(月)より、軽二輪の届出手続きを以下のとおり変更させていただきます。 ご不便をおかけ致しますが、よろしく申し上げます。

1. 窓口の変更

【現在】令和元年 6月 28日 (金) まで
管轄の軽自動車協会連合会 事務所内



【変更後】令和元年 7月 1日 (月) から
管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所

(対象手続き)

新規届出、記入申請、返納届など(詳細は管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所へお問い合わせ下さい)

2. 届出書の様式変更及び無償化

令和元年7月1日(月)の窓口変更と合わせて、軽自動車届出書等の様式を変更(現行の届出書等は使用できません。)します。

なお、当該様式は無償で配布するとともに、ホームページ上から印刷して使用することも可能とします。